

大分県報

平成二十八年
号外（四一）
三月三十一日

（木曜日）

目次

人事委員会規則

一般職の任期付職員の採用等に関する規則の一部改正……………一
一般職の任期付研究員の採用等に関する規則の一部改正……………一

○人事委員会規則

一般職の任期付職員に関する規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成二十八年三月三十一日

大分県人事委員会委員長 石 井 久 子

大分県人事委員会規則第十三号

一般職の任期付職員に関する規則を改正する規則

一般職の任期付職員に関する規則（平成十六年大分県人事委員会規則第一号）の一部を次のように改正する。

第一条中「第四条第二項及び第四項並びに」を「第四条第四項及び」に改める。

第三条を削り、第四条を第三条とし、第五条を第四条とする。

第六条第二項中「第十条第一項第二号」を「第十条第一項」に改め、同条を第五条とし、

第七条を第六条とする。

第八条中「第七条」を「第六条」に改め、同条を第七条とし、第九条を第八条とする。

附 則

この規則は、平成二十八年四月一日から施行する。

一般職の任期付研究員の採用等に関する規則の一部を改正する規則をここに公布する。
平成二十八年三月三十一日

大分県人事委員会委員長 石 井 久 子

大分県人事委員会規則第十四号

一般職の任期付研究員の採用等に関する規則の一部を改正する規則

一般職の任期付研究員の採用等に関する規則（平成十六年大分県人事委員会規則第二号）の一部を次のように改正する。

第一条中「第五条第三項及び第五項並びに」を「第五条第五項及び」に改める。

第四条を削り、第五条を第四条とし、第六条を第五条とし、第七条を第六条とする。

附 則

この規則は、平成二十八年四月一日から施行する。